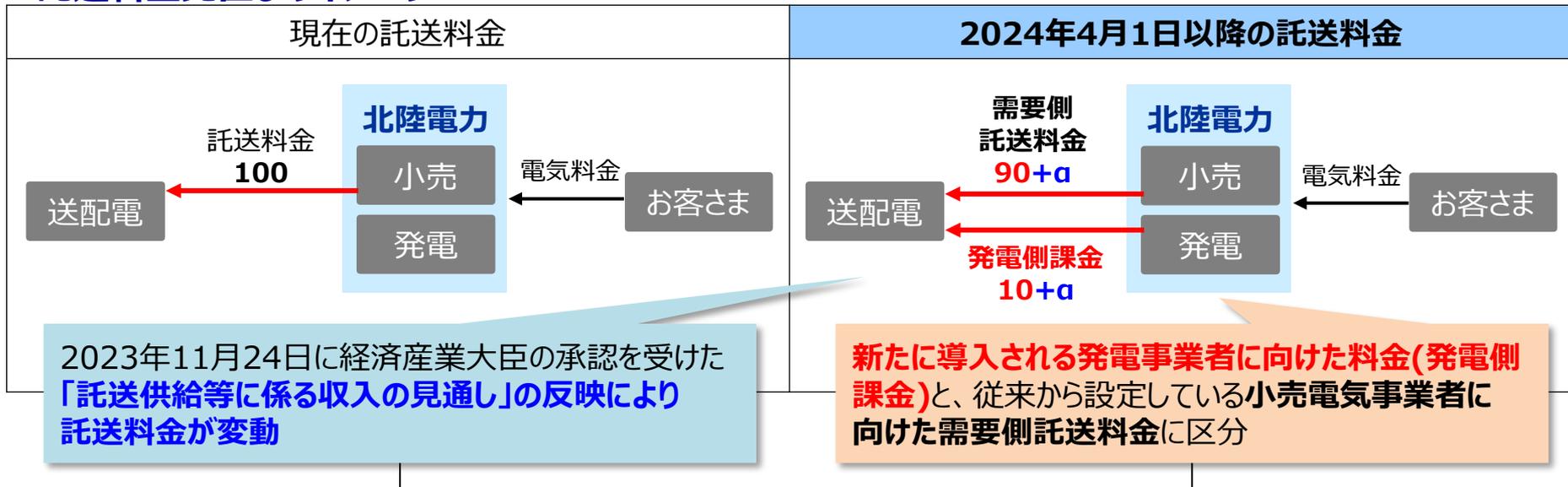


# 託送供給等約款の変更認可に伴う 特定小売供給約款の変更届出について

2024年2月19日  
北陸電力株式会社

- 2024年度からの発電側課金導入等に伴い、北陸電力送配電株式会社を含む、各一般送配電事業者は、託送供給等約款の変更を経済産業大臣に申請し、2024年1月17日に認可を受けております。
- 今回、各一般送配電事業者が託送料金を見直しすることを踏まえ、当社は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等に基づき算定した変動額を規制料金に反映いたします。
- なお、規制料金の見直しについては、2024年4月1日以降のご使用分から適用させていただきます。

## ■ 託送料金見直しのイメージ



## ■ 託送料金単価例(北陸電力送配電)

発電側課金	今回【新設】
基本料金(1kWあたり)	93.47円
電力量料金(1kWhあたり)	0.28円

(発電側・需要側ともに税込)

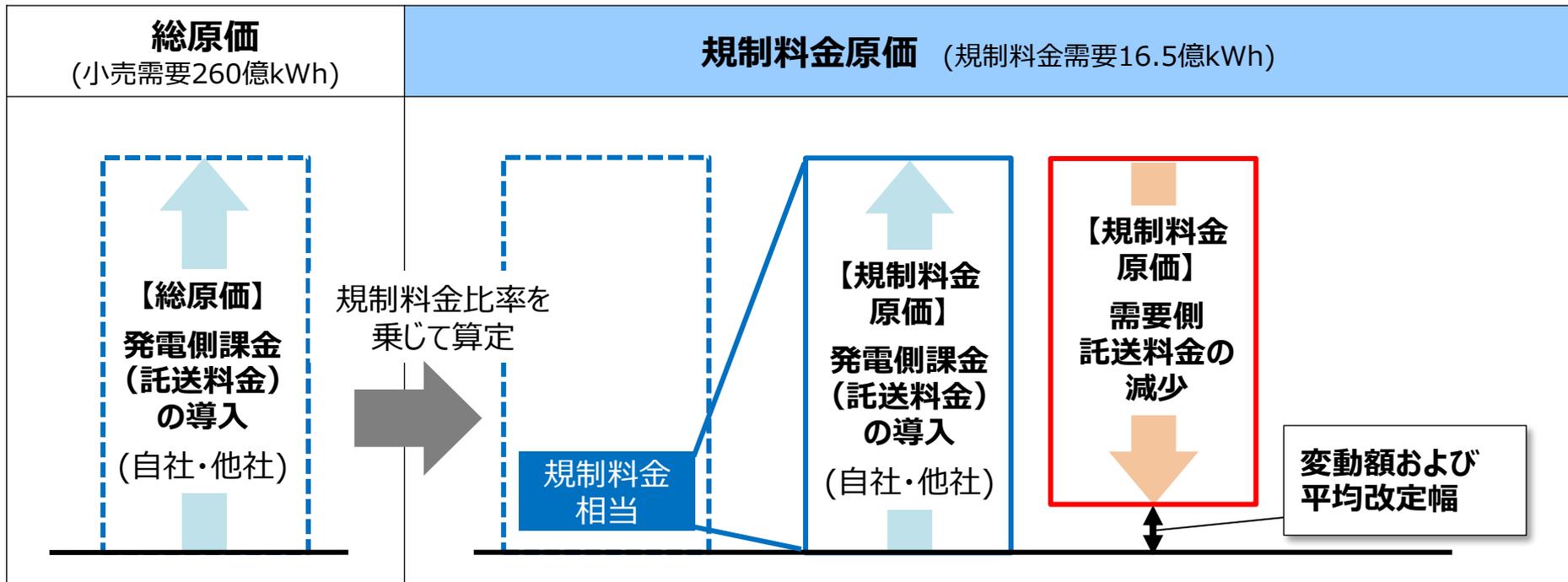
需要側託送料金	今回	現行	今回 - 現行
電灯標準 基本料金※(1kVAあたり)	192.50円	192.50円	-
電灯標準 電力量料金(1kWhあたり)	6.83円	7.39円	▲0.56円

※SB・主開閉器契約の場合

## 2. 変動額の算定方法

- 発電側課金（託送料金）の導入による規制料金原価変動額は、総原価における自社発電所に係る課金および他社購入・販売の影響額を算定後、規制料金比率（kW課金額相当は2：1：1比、kWh課金額相当は発受電比）を乗じて算定しております。
- 需要側託送料金の減少による規制料金原価変動額は、見直し後メニュー別託送料金単価に基づき算定した改定原価と、現行原価からの差分により算定しております（電力量等の前提需要は改定原価と現行原価で同一）。

### ■ 託送料金見直しによる規制料金原価変動イメージ



## 2. 変動額の算定結果

- 省令に基づき、需要側託送料金の減少および発電側課金（託送料金）の導入による変動額を算定した結果、規制料金の平均改定幅は、+0.03円/kWhとなりました。

### ■ 今回の届出内容（原価算定期間平均）

	規制料金原価	
	変動額(百万円)	変動単価(円/kWh)
需要側託送料金の減少による変動額	▲895	▲0.54
発電側課金（託送料金）の導入による変動額	+949	+0.57
自社発電所に係る課金の発生	+878	+0.53
他社購入費用の増加	+245	+0.15
他社販売収入の増加（原価減）	▲173	▲0.10
計	+54	+0.03



**規制料金の平均改定幅 +0.03円/kWh**

### 3. 規制料金への反映方法（レートメイク）

- 規制料金への反映については、需要側託送料金の電力量料金の引き下げ（基本料金は据え置き）と発電側課金の導入影響を考慮しております。
- 北陸電力送配電株式会社の需要側託送料金の電力量料金の引き下げ分を、規制料金の電力量料金に反映いたします。
- 一方、需要側託送料金の引き下げ分を、新たに発電側課金として回収するという制度設計を踏まえ、発電側課金の導入影響についても、需要側託送料金の引き下げの反映と同様に、規制料金の電力量料金に反映いたします。

#### ■ 従量電灯Bの料金単価

	単位	現行料金	需要側託送 料金引き下げ	発電側課金 導入影響	改定料金	改定影響	
基本料金（1月につき）	10A	302.50円	-	-	302.50円	-	
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.83円	▲0.56円	+0.59円	30.86円	+0.03円
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	34.72円	▲0.56円	+0.59円	34.75円	+0.03円
	300kWhをこえる	1kWh	36.43円	▲0.56円	+0.59円	36.46円	+0.03円

※消費税等相当額を含み、燃料費調整単価を含みません。

#### ■ 従量電灯Bのモデル改定影響（月額）

	1か月の ご使用量	現行料金	改定料金	改定影響
従量電灯B 30アンペア	230kWh	6,581円	6,588円	+7円

※現行料金、改定料金ともに、消費税等相当額を含みます。また、2024年3月分の燃料費調整単価（▲9.42円/kWh）、2023年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（1.40円/kWh）で算定しております。

※上記はモデルケースに基づき算定した金額であり、実際のご負担額は、ご使用状況や燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等により変動する場合がございます。

- 料金単価の変更にあわせ、お客さまへの実質的な影響はありませんが、スマートメーター（記録型計量器）の普及に伴う対応、債権回収業務の委託先拡大等を目的に、ご契約条件を変更いたします。
- また、ご契約条件の変更内容は、当社ホームページによりお知らせしております。

#### ■ご契約条件の変更内容

	変更概要	
特定小売 供給約款	①	使用電力量の算定方法について、これまでの検針日における電力量計の読みと前回検針日における電力量計の読みの差引きによる算定方法に加え、記録型計量器により計量する30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計する算定方法を追加いたします。
	②	当社が指定する債権回収会社を通じた電気料金のお支払いに加え、当社が指定する弁護士法人等が指定した金融機関等への払い込みによりお支払いいただく方法を追加いたします。
	③	お客さまへの周知期間を十分に確保するため、実施を2024年3月31日まで猶予していた規定を削除いたします（初回振替割引の終了、力率割引・割増の廃止、書面発行の有料化など）。

- 託送料金見直しによる規制料金への反映について、当社ホームページ、お客さまへ送付する請求書や振込票、電子メールにより、幅広くお知らせしております。
- また、お問合せ専用ダイヤルを設置し、丁寧なご説明に努めております。

### お客さまへのご案内

- 当社ホームページにおいて、託送料金見直しによる規制料金への反映内容をお知らせするとともに、お客さまご自身の影響額を算出いただけるシミュレーションツールをご提供しております。
- お客さまへ送付する請求書や振込票、電子メールにより、ご案内しております。
- あわせて、消費者団体さまを訪問し、丁寧なご説明を実施しております。

### お問い合わせへの対応

- 託送料金見直しによる規制料金への反映に関する、お問い合わせ専用ダイヤルを設置しており、今後も丁寧にお応えしてまいります。

## &lt;定額電灯&gt;

■適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量が400VA以下であるお客さま

区分		単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
需要家料金		1月1契約につき	59.40	59.40	-
電灯料金	10Wまで	1月1灯につき	106.20	106.34	0.14
	10Wをこえ20Wまで	〃	192.59	192.86	0.27
	20Wをこえ40Wまで	〃	365.38	365.93	0.55
	40Wをこえ60Wまで	〃	538.17	538.99	0.82
	60Wをこえ100Wまで	〃	883.75	885.12	1.37
	100Wをこえる100Wまでごとに	〃	883.75	885.12	1.37
小型機器料金	50VAまで	1月1機器につき	309.16	309.57	0.41
	50VAをこえ100VAまで	〃	567.71	568.53	0.82
	100VAをこえる100VAまでごとに	〃	567.71	568.53	0.82

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

## 【用語の定義】

- ・電灯：白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器
- ・小型機器：主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器（ただし、電灯と併用できないものは除く）
- ・動力：電灯および小型機器以外の電気機器

## (参考)規制料金のレート一覧②

## &lt;従量電灯A&gt;

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、最大電流が5A以下であり、かつ、定額電灯を適用できないお客さま

区分		単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
最低料金	最初の8kWhまで	1月1契約につき	315.47	315.71	0.24
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	1kWhにつき	30.83	30.86	0.03

## &lt;従量電灯B&gt;

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10A以上であり、かつ、60A以下であるお客さま  
なお、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま

区分		単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
基本料金	10A	1月1契約につき	302.50	302.50	-
	15A	"	453.75	453.75	-
	20A	"	605.00	605.00	-
	30A	"	907.50	907.50	-
	40A	"	1,210.00	1,210.00	-
	50A	"	1,512.50	1,512.50	-
	60A	"	1,815.00	1,815.00	-
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	30.83	30.86	0.03
	120kWhをこえ300kWhまで	"	34.72	34.75	0.03
	300kWhをこえる	"	36.43	36.46	0.03
最低月額料金		1月1契約につき	302.50	302.50	-

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

## &lt;従量電灯C&gt;

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6 kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であるお客さま  
 なお、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま

区分		単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
基本料金		1月 1 kVAにつき	302.50	302.50	-
電力量料金	最初の120kWhまで	1 kWhにつき	30.83	30.86	0.03
	120kWhをこえ300kWhまで	"	34.72	34.75	0.03
	300kWhをこえる	"	36.43	36.46	0.03

- ※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。  
 ※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

## &lt;低圧電力&gt;

- 適用範囲：動力を使用する需要で、契約電力が原則として50kW未満であるお客さま  
 なお、従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計が50kW未満であるお客さま

区分		単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
基本料金		1月 1 kWにつき	1,226.50	1,226.50	-
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	26.09	26.12	0.03
	その他季（10月～翌年6月）	"	25.03	25.06	0.03

- ※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。  
 ※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

## ＜公衆街路灯＞

■適用範囲：公衆のために設置された電灯または小型機器を使用するお客さま

### 【公衆街路灯A（総容量が1kVA未満）】

区分		単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
需要家料金		1月1契約につき	53.90	53.90	-
電灯料金	10Wまで	1月1灯につき	99.22	99.36	0.14
	10Wをこえ20Wまで	〃	180.85	181.12	0.27
	20Wをこえ40Wまで	〃	344.10	344.65	0.55
	40Wをこえ60Wまで	〃	507.34	508.16	0.82
	60Wをこえ100Wまで	〃	833.84	835.21	1.37
	100Wをこえる100Wまでごとに	〃	833.84	835.21	1.37
小型機器料金	50VAまで	1月1機器につき	291.68	292.09	0.41
	50VAをこえ100VAまで	〃	537.15	537.97	0.82
	100VAをこえる100VAまでごとに	〃	537.15	537.97	0.82

### 【公衆街路灯B（総容量が1kVA以上、かつ、原則として50kVA未満）】

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
基本料金	1月1kVAにつき	280.50	280.50	-
電力量料金	1kWhにつき	28.64	28.67	0.03
最低月額料金	1月1契約につき	280.50	280.50	-

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

## &lt;臨時電灯&gt;

- 適用範囲：電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満のお客さま

## [臨時電灯A（総容量が3kVA以下）]

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
総容量が50VAまで	1契約1日につき	10.95	10.96	0.01
総容量が50VAをこえ100VAまで	〃	21.91	21.93	0.02
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	〃	21.91	21.93	0.02
総容量が500VAをこえ1kVAまで	〃	219.04	219.28	0.24
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	〃	219.04	219.28	0.24

## [臨時電灯B（契約電流が40A以上、かつ、60A以下）]

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
基本料金	1月10Aにつき	330.55	330.55	-
電力量料金	1kWhにつき	40.21	40.24	0.03

## [臨時電灯C（契約容量が6kVA以上、かつ、原則として50kVA未満）]

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
基本料金	1月1kVAにつき	330.55	330.55	-
電力量料金	1kWhにつき	40.21	40.24	0.03

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

**<臨時電力>**

■適用範囲：動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50kW未満であるお客さま

**[定額制供給の場合（契約電力が5kW以下）]**

単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
契約電力 1 kW 1日につき	256.43	256.83	0.40

**[従量制供給の場合（契約電力が5kWをこえる）]**

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)	
基本料金	1月 1 kWにつき	低圧電力の基本料金の20%割増し			
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	31.57	31.60	0.03
	その他季（10月～翌年6月）	〃	30.30	30.33	0.03

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

**<農事用電力A>**

■適用範囲：農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50kW未満であるお客さま

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)	
基本料金	1月 1 kWにつき	577.50	577.50	-	
電力量料金	夏季（7月～9月）	1 kWhにつき	20.44	20.47	0.03
	その他季（10月～翌年6月）	〃	19.89	19.92	0.03

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。

**<農事用電力B>**

- 適用範囲：農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50kW未満であるお客さま

**[定額制供給の場合（契約電力が5kW以下）]**

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)
最初の30日まで	1kWにつき	9,177.84	9,196.08	18.24
30日をこえる1日につき	"	305.93	306.54	0.61

**[従量制供給の場合（契約電力が5kWをこえる）]**

区分	単位	現行料金 (円)	改定料金 (円)	改定幅 (円)	
基本料金	1月1kWにつき	低圧電力の基本料金の10%割増し			
電力量料金	夏季（7月～9月）	1kWhにつき	27.25	27.28	0.03
	その他季（10月～翌年6月）	"	26.09	26.12	0.03

※現行料金、改定料金ともに消費税等相当額を含みます。

※現行料金、改定料金ともに燃料費調整単価を含みません。